



---

どうする？

これからの予防接種

コロナで

- \* ワクチンはどう変わったか？
- \* どういう基準で選ぶべきか？

2025年3月26日（水）タネまき会

コンシューマネット・ジャパン

古賀 真子

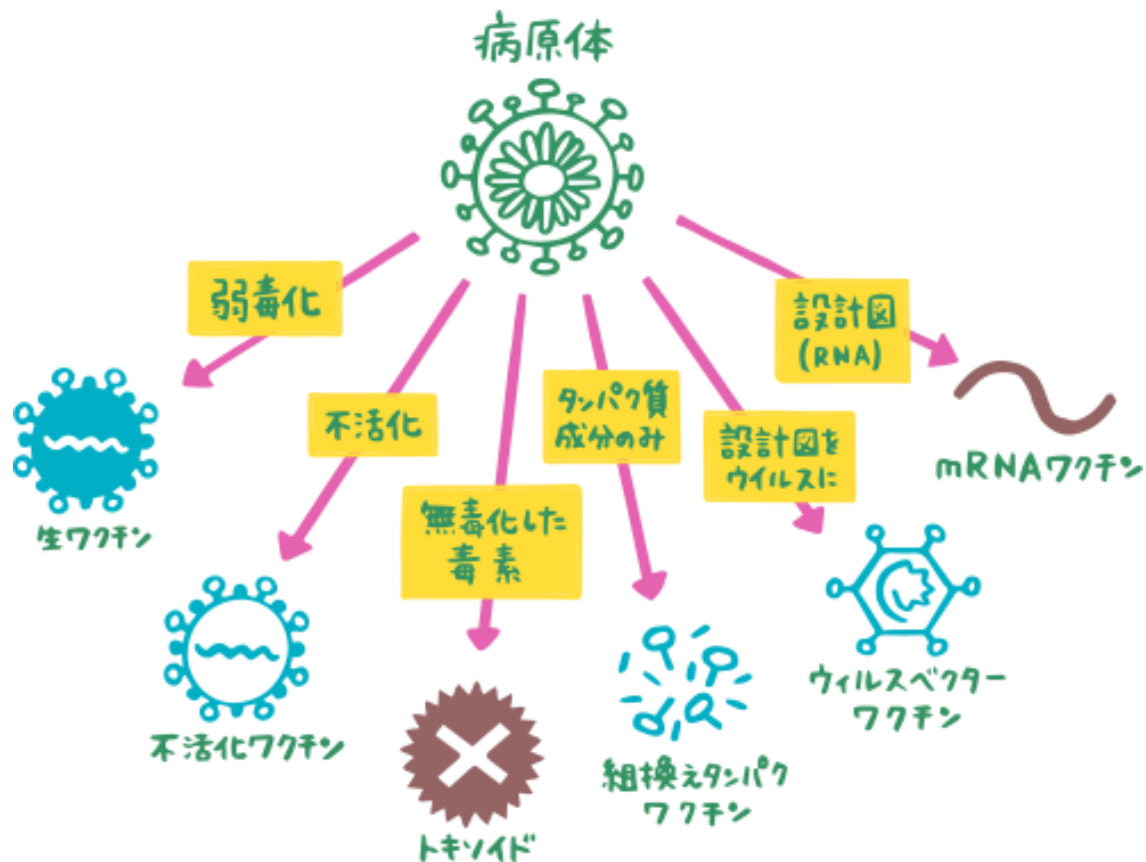
---

# ワクチン

\*病原体（ウイルスや細菌）の毒性や病気になる性質を弱めたものや感染力をなくしたもの

\*病原体のタンパク質を使ったもの

\*病原体のタンパク質をつくるもとになる遺伝情報をもとに作られたものなど、右のような種類があります。



コロナ禍で

ワクチンの定義が変わった？

# CDCがワクチンの定義を変更

---

- 2021年9月、アメリカ疾病対策センターは定義変更
  - <https://www.cdc.gov/vaccines/vac-gen/imz-basics.htm>
  - 免疫については触れず、もっぱら予防—それも範囲が定められていない。Modern vaccines contain only the ingredients that are needed for the vaccines to be as safe and effective as possible.
  - ワクチン= これまでは弱毒化されたウイルスまたは不活化されたウイルスのタンパク質の一部ウイルス（無害化したもの）を注射すること。体内で遺物と認めそれに対する抗体を作り病気に対する免疫を作ってきた。
  - コロナワクチンその不都合な真実（アレクサンドロア・アンリオン=コード（詩想社）
-

---

## 生ワクチン

生きたウイルスや細菌の毒性・病気になる性質を弱めたもの。

## 不活化ワクチン

ウイルスや細菌の毒性をなくし、感染する力を失わせたもの。生ワクチンのように体内でウイルスや細菌が増えることがなく、1回の接種では十分な免疫ができないため、複数回の接種を受ける必要がある。

## トキソイド

病原体がつくる毒素（トキシン）を取り出し、毒性をなくして免疫をつける力だけを残したもの。不活化ワクチンに分類されることもある。

## 組換えタンパクワクチン

病原体のタンパク質からつくられたもの。生ワクチンや不活化ワクチンとは違い、ウイルスそのものは使用しない。不活化ワクチンと同じように、複数回の接種が必要となる。

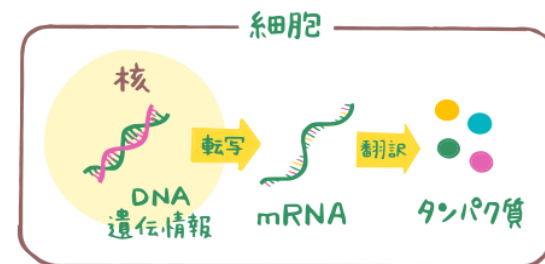
例：ヒトパピローマウイルス、B型肝炎、帯状疱疹ワクチン

これまでの「ワクチン」

---

---

# コロナで登場したワクチン



## ウイルスベクターワクチン

ウイルスのタンパク質のもとになる遺伝情報（設計図）を、毒性・病気になる性質のないウイルスに組み込んだもの。

新型コロナウイルスのSタンパク質のDNAを合成して使う。ウイルスベクターワクチンを接種すると、このDNAから転写によってmRNAが作られ、このmRNAを基にSタンパク質が作られて、新型コロナウイルスに対する免疫ができるよ。

ただ、DNAを細胞の中まで届けて転写を起こすためには、「ベクター」（運び屋）が必要。そこで、毒性・病気になる性質のないウイルスを「ベクター」（運び屋）として使う。新型コロナウイルスのウイルスベクターワクチンでは、サルアデノウイルス（アデノウイルスは風邪のウイルス）を使用。

## メッセンジャーRNA（mRNA）ワクチン

ウイルスのタンパク質をつくるもとになる遺伝情報（設計図）の一部を使う。新型コロナウイルス感染症のワクチンで、世界で初めて実用化された。

mRNAワクチンは、新型コロナウイルスのSタンパク質の設計図となるmRNAを、脂質の膜で包んだものmRNAが人間の細胞に取り込まれる。細胞の機能によって、体の中でmRNAを基にSタンパク質が作られる。そして、このSタンパク質に対する抗体が作られて、新型コロナウイルスに対する免疫ができる。

---

# 子どもの定期接種の対象疾病は**13**だが

## ● **生ワクチン**

- BCG
- 麻疹・風疹混合 (MR)
- 麻疹 (はしか)
- 風疹
- 水痘



## ● ■ **ロタ**

## ● **不活化ワクチン・トキソイド**

- 百日咳・ジフテリア・破傷風混合 (DPT)
- ジフテリア・破傷風混合トキソイド (DT)
- ポリオ (IPV)
- 百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ混合 (DPT-IPV)

## ● 百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ・Hib(DPT-IPV,Hib)

## ● ■ **日本脳炎**

- インフルエンザ
- 肺炎球菌 (15価,20価結合型)
- インフルエンザ菌 b 型 (Hib)

■ ヒトパピローマウイルス (HPV) : 2価, 4価, **9価**

■ 肺炎球菌 (23価多糖体) 廃止





# 厚労省の公式見解？

第5条第1項の規定に基づく政令で定める市(第10条において「保健所を設置する市」という。)にあっては、都道府県知事の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。」と定める。

A類疾病とは、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎(ポリオ)、麻しん(はしか)、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H1b感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、新型インフルエンザ等感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)。以下「感染症法」という。)6条7項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう(以下、単に「新型インフルエンザ等感染症」という。)、指定感染症(感染症法6条8項に規定する指定感染症をいう。以下、単に「指定感染症」という。)又は新感染症(感染症法6条9項に規定する新感染症をいう。)であって、その全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる疾病として政令で定める疾病及び「人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の病状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病」(痘そう、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症)をいう(予防接種法2条2項)。A類疾病に係る予防接種は、主として集団予防を目的として行われるものや疾病の病状の重篤さから重大な社会的損失の防止を目的として行われるものがある。

B類疾病とは、インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症であって政令で定める疾病及び「個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病」(高齢者の肺炎球菌感染症及び新型コロナウイルス感染症)をいう(予防接種法2条3項)。

(2) 訴状記載のワクチンの予防接種について

- A類疾病
- その全国的かつ急激なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあると認められる疾病として政令で定める疾病及び人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため特に予防接種をする必要が認められる疾病として政令で定める疾病(痘瘡、水痘、B肝、ロタ)をいう。
- A類疾病にかかる予防接種は、主として**集団予防を目的としておこわれるものや疾病の重篤さから重大な社会的損失の防止を目的として行われるもの**がある。
- B類疾病
- 政令で定める疾病及び「**個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病**として政令で定める疾病」

# ワクチン簡単チェックリスト

---

- ① 病気はあるのか？
  - ② ワクチンで防ぐ必要があるのか？
  - ③ 常在菌にワクチンが必要か？
  - ④ 有効性はあるのか？
  - ⑤ 副作用はどのようなのか？
  - ⑥ 疾病の重篤さから重大な社会的損失防止) (A類)
  - ⑦ まん延予防のために特に予防接種を行う必要がある (B類)
  
  - 病気がほとんどない疾患 (副作用は確実に発生する)
    - ジフテリア、ポリオ、**日本脳炎**
  
  - 軽症のため防ぐ必要がない感染症
    - 風しん、ムンプス (おたふく)、水痘 (水ぼうそう)、ロタ
  
  - 常在菌を排除してはいけない、効果が疑問、費用対効果に問題、同時接種で被害
    - ヒブ、肺炎球菌は常在菌
  
  - 効果がない、あるいは定かではないワクチン
    - BCG インフルエンザ、**HPV (子宮頸がん)**、**帯状疱疹**
  
  - 副作用が大きい
    - **日本脳炎**、**HPV (子宮頸がん)** コロナ
-





---

# ノーと言える権利

---

○岡部分科会長　どうもありがとうございました。  
それから、これで、きょうは水痘と23価肺炎球菌が定期接種になるということだったのですけれども、改めて言うまでもないのですけれども、定期接種 A 類、必ずしもこれは強制接種という形ではないということとは再認識しておいたほうがいいのではないかと思います。努力義務といったようなものもありますけれども、問題点というようなものがあったりした場合には、これはノーと言える権利も一方では確保しているということもありますので、そういうことをかみしめながら予防接種というものを理解していただければと思います。

**(2014年1月15日 第4回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 での岡部信彦氏の発言)**

---

# 給 付 の 流 れ

※救済給付の決定に不服があるときは、都道府県知事に対し、審査請求をすることができます。



疾病・障害  
認定審査会



請求者

(健康被害を受けられた  
ご本人やその保護者)

① 申請



⑥ 支給・不支給



市町村

③ 意見聴取



④ 審査結果



厚生労働省

⑤ 認定・否認



都道府県

② 送付

# 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業による健康被害の救済について

子宮頸がん等  
ワクチンによる  
副作用(副反応)



健康被害者

① 給付請求



② 判定の申出



③ 諮問



薬事・食品  
衛生審議会

④ 答申



⑤ 判定結果  
の通知



⑥ 決定通知及び医療費等  
の給付制度のお知らせと  
申請書類を同封



補助金の交付



予算事業による措置  
(医療費・医療手当の支援)

⑦ 給付申請※



(公財) 予防接種  
リサーチセンター

⑧ 書類審査、医療費等の支給



※ 関連性は否定できないとされたが、「入院相当」に非該当であることから、PMDA法に基づく救済では支給されないものが予算事業の対象



給付額

給付の種類	区分		給付額
医療費			健康保険等による給付の額を除いた自己負担分
医療手当	通院のみの場合 (入院相当程度の通院治療を受けた場合)	1か月のうち3日以上	月額 36,400円
		1か月のうち3日未満	月額 34,400円
	入院の場合	1か月のうち8日以上	月額 36,400円
		1か月のうち8日未満	月額 34,400円
	入院と通院がある場合		月額 36,400円
障害年金	1級の場合		年額 2,767,200円 (月額 230,600円)
	2級の場合		年額 2,214,000円 (月額 184,500円)
障害児養育年金	1級の場合		年額 865,200円 (月額 72,100円)
	2級の場合		年額 692,400円 (月額 57,700円)
遺族年金	年金の支払は10年間 (ただし、死亡した本人が障害年金を受けたことがある場合、その期間が7年に満たないときは10年からその期間を控除した期間、その期間が7年以上のときは3年間)		年額 2,420,400円 (月額 201,700円)
遺族一時金			7,261,200円
葬祭料			206,000円

# そのワクチンは・・・何？

---

- シングリックスは帯状疱疹（GSK）
  - ヘプタバックスはB型肝炎（MSD）
  - テトラビックは4種混合（田辺三菱）
  - ニューモバックス肺炎球菌（MSD）
  - ビームゲンB型肝炎（明治製菓ファルマ）
  - ヌバキソビットは新型コロナワクチン（武田）
  - バクニュバンスは、15価の肺炎球菌結合型ワクチン（MSD）
  - クイントバックスは5種混合（明治製菓ファルマ）
  - ゴービックは5種混合（ファイザー）
  - ダイチロナは新型コロナワクチン（第一三共）
  - ジェービックは日本脳炎（ビケン）
  - アレックスビーは、RSウイルス予防ワクチン（GSK）
- 
- ダイチロナはコロナワクチン（第一三共）
  - ミールビックはMR（ビケン）